



コーポレート・ガバナンスの状況

高知銀行グループでは、市場規律を踏まえた自己責任原則の下で経営の透明性を向上させるとともに、アカウンタビリティーとディスクロージャーの強化によっ

て、ステークホルダーとの円滑な関係を維持し、同時にコンプライアンスやリスク管理を徹底していくことで、一層強靭な経営体質を築くよう努めております。

○当行の機関の内容

取締役会

当行の経営意思決定、執行、監督に係る主たる経営管理組織である取締役会は、平成29年6月30日現在8名で構成しており、このうち2名が社外取締役です。なお、取締役会は毎月1回以上開催しております。

取締役は、自らの責任において、業務の健全性と適切性の確保に努めています。

経営会議

取締役会に次ぐ会議体として、業務執行の意思決定および経営の統制の適切性と円滑化の確保を目的とし、代表取締役および経営統括部担当取締役のほか取締役会が特に定めた取締役をもって構成しており、毎月1回以上開催しております。

監査役会

当行は監査役制度を採用しており、平成29年6月30日現在の体制は、常勤2名、非常勤2名の計4名で、このうち3名（常勤1、非常勤2）は社外監査役となっております。なお、当行の社外監査役は当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特別な利害関係はありません。

監査役会は、原則として毎月1回開催しております。各監査役は、監査役会規程、監査役監査基準等に基づき、取締役会、経営会議等の重要会議に出席して意見陳述を行うほか、重要事項の報告を受け、重要書類の閲覧や必要に応じた本部、営業店等の往査などを通じて、監査業務を適正に実施しております。

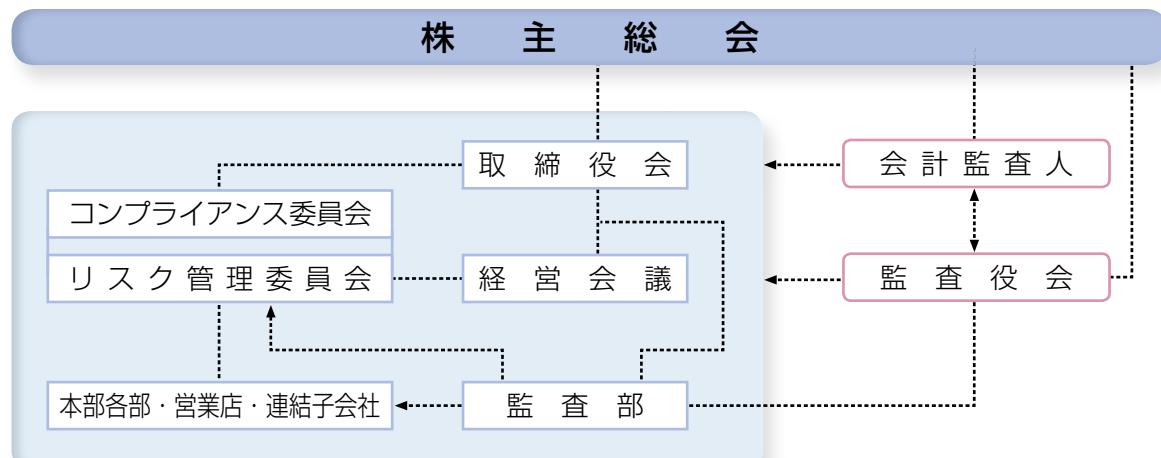
こうした監査にあたり、監査役会は、内部監査部門である監査部および会計監査を担当する監査法人から適時適切な報告を受けるほか、定期的な会合や往査時の立会などを通じて十分な意見交換を行っており、独立性確保の前提のもとに三様監査相互間の連携の強化を図っております。

なお、監査部は、平成29年6月30日現在、12名で構成しており、業務運営部門から独立した内部監査部門として業務運営に関する監査を行い、監査結果を取締役会に報告しております。

会計監査人の氏名または名称

当行が、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表の監査を受けている監査人は有限責任あずさ監査法人です。

コーポレート・ガバナンス体制図



○内部統制システムに関する基本的な考え方

1. 取締役及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
 - (3) コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各部店の部店長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
 - (4) 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況及び評価等についてコンプライアンス委員会及び取締役会へ報告する。
 - (5) コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。
 - (6) 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや連続休暇制度等の職場離脱制度を実施する。
 - (7) 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。
 - (8) 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
 - (9) 監査部は各部店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
 - (10) 監査役は、取締役及び職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
 - (2) 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存及び管理する。
 - (3) 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定めリスクを統合的に管理する。
 - (2) リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統合的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認めた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
 - (3) 取締役会はリスクの適かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。
 - (4) リスク管理プログラムならびに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。
 - (5) 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。
 - (6) 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るために、平時からの危機管理態勢を構築する。
 - (7) 地震の発生や病原菌感染の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役及び職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部及び営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
 - (2) 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるよう、各会議体の権限を明確にする。
 - (3) コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議したうえで、取締役会に付議する。
5. 次に掲げる体制その他の当行及び当行子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項について

- ては隨時報告を求めて、適切に管理する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - ・当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行並びに子会社各社で業務継続計画（BCP）を定め、経営統括部が統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - ・関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- (4) 子会社の取締役等及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
 - ・子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。
6. 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえで必要な人員を常時配置する。
7. 前号の職員の取締役からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助する常勤者は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (2) 監査役の職務を補助する常勤者の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- (3) 監査役の職務を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。
8. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制
- (1) 当行の取締役及び職員等が監査役に報告をするための体制
- ・当行の取締役及び職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
- ・内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて役職員が監査役に通報できる制度を定める。
- ・法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役職員に周知徹底する。
- (2) 子会社の取締役・監査役及び職員等又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
- ・子会社の役職員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ・内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役職員等が当行監査役に通報できる制度を定める。
9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。
- (2) 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。
- (3) 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。
- (4) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- (5) 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。
- (6) 監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連係を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。



法令等遵守(コンプライアンス)体制

当行は、銀行に課せられた高い公共性と重い社会的使命を全うするため、法令等はもとより、社会的規範を厳格に遵守し、良識ある経営姿勢を維持しなければならないと考えております。こうした基本方針を堅持するために「行動憲章」を定めるとともに、全役職員に対し、行動憲章に則った行動指針「倫理法令遵守の基本

方針(コンプライアンスポリシー)」を徹底しております。

また、役職員一人ひとりが社会人としての良識をもち、高い職業倫理観に裏付けられた自律をもってルールを遵守するとともに、内部検証の機能を発揮させることで、お客さまや社会からの信用・信頼を確保することを経営の基本方針としております。

□ コンプライアンス体制

当行では、各部店の長をコンプライアンス責任者に、次席者をコンプライアンス担当者に任命し、部店内における法令等遵守状況の第一次チェックを行っております。

第一次チェックの結果は、コンプライアンス統括部が二次的に検証しております。また、事務システム部が内部事務手続きの調査を行い、監査部が業務運営に関する監査を行っており、これらの検証結果を受けて、各業務所管部が連携し、問題部店に対する業務改善の指導を行っております。

さらに、コンプライアンス統括部が、業務運営におけるコンプライアンスの徹底状況を監視し、問題事案に関しては所管部に対し実態の調査や是正指示を行うとともに、重要事項についてはコンプライアンス統括部担当取締役を長とするコンプライアンス委員会で審議したう

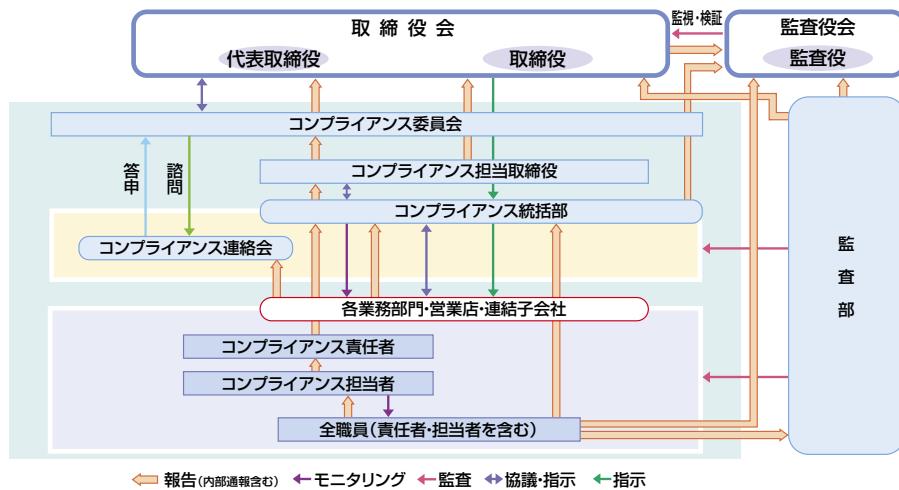
えで取締役会に付議・報告する体制としております。

こうした体制を監査部が検証し、状況に応じて改善勧告が取締役会に対し行われ、監査役会が経営全般に関する内部統制機能を監査し、アドバイスを行っております。

コンプライアンス委員会は、委員長をコンプライアンス統括部担当取締役、委員をその他の常勤取締役と5部長で構成しており、当行が法令等を遵守するとともに、自浄能力のある組織であり続けるために、コンプライアンスに関する事項について、報告を受け、審議を行い、または決議しております。

コンプライアンス委員会は原則3ヵ月ごとに開催することとしておりますが、必要がある場合には随時開催しております。

コンプライアンス体制図



□ コンプライアンス活動

コンプライアンスを実践するために、業務場面での具体的な行動指針等を示した「コンプライアンス・マニュアル」と役職員に配布している携帯用の「コンプライアンスチェックカード」により、研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、各部店におけるコンプライアンスマインドの浸透を高めるため、業務遂行にあたって特に留意すべき法令やルール等の遵守状況を問う「コンプライアンス・自己チェックシート」を作成しており、コンプラ

イアンス統括部はこれらを用いてモニタリングを行っております。

これらのコンプライアンス体制整備や周知徹底に係る計画は、半年ごとにコンプライアンス委員会での審議を経て、取締役会が決議のうえ、「コンプライアンス・プログラム」として定めております。また、本プログラムの進捗状況も取締役会が検証し、内部統制の実効性を確保しております。

□ 反社会的勢力への対応

当行は、金融機関に対する公共の信頼を維持し、反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、全行をあげて反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取り組みを推進しております。

内部通報制度

当行では、法令等違反による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール並びに社会的信頼の確保のために「企業倫理ホットライン」を設けております。併せて、通報

また、反社会的勢力への対応をホームページで公開し、更なる周知を図っております。また、反社会的勢力への対応を統括する部署を設置するとともに、外部関係機関との連携を密にするなど、態勢を整備しております。

リスク管理の状況

○リスク管理体制

金融情報技術の発達に伴い、金融機関が抱えるリスクも多種多様化しております。こうした中、銀行が経営の健全性を確保しながら収益性の向上を図っていくためには、様々なリスクを的確に把握し、適切にマネジメントすることが不可欠です。

当行グループでは、リスク管理体制の強化・充実を経営の最重要課題であると認識しており、取締役会等の指示のもとで、「リスク管理方針」を制定し、さらに信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど各種リスクの管理規定やリスク毎の年度管理プログラム等を定め、リスク管理委員会やリスク主管部が中心となって、リスク管理に取り組んでおります。また、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを計量化することにより、経営体力の範囲内で適切にリスクをコントロールする統合的リ

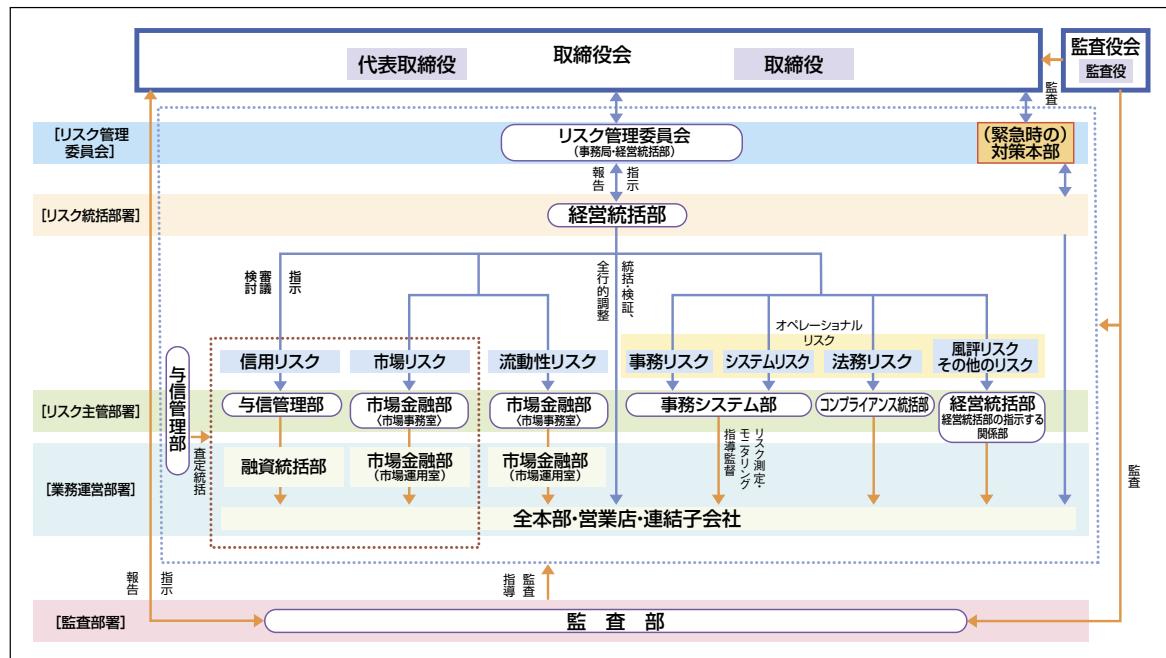
者保護(不利益処分禁止・報復禁止・匿名性確保)を第一とする「内部通報制度実施規程」を定め、内部通報制度の機能性の確保に努めております。

リスク管理を実践しており、今後もリスク管理の実効性向上に努めてまいります。なお、市場リスクについては、平成29年4月より有価証券と預貸金に分けてリスク量を計測しております。

また、「BCP（業務継続計画）」を定めることにより、地震の発生や病原菌感染の拡大時等においても、金融システムの機能維持に必要な業務を継続するための体制を整備しております。

※本項におきまして、各種リスクの管理体制に加え、自己資本比率規制第3の柱（市場規律）（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号））に基づく「定性的な開示事項」について記載しております。

主要なリスクの管理体制概要図



自己資本管理

当行の自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条または第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要は次のとおりです。

(平成28年3月31日現在)

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード
資本調達手段の種類	普通株式	第1種優先株式	新株予約権	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額				
連結自己資本比率	21,099百万円	15,000百万円	47百万円	2,097百万円
単体自己資本比率	21,099百万円	15,000百万円	47百万円	一百万円
配当率又は利率	—	日本円TIBOR (12ヶ月物) +1.10%	—	—
償還期限の有無	—	有	—	—
その日付	—	平成36年12月28日	—	—

(平成29年3月31日現在)

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード
資本調達手段の種類	普通株式	第1種優先株式	新株予約権	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額				
連結自己資本比率	21,107百万円	15,000百万円	49百万円	1,919百万円
単体自己資本比率	21,107百万円	15,000百万円	49百万円	一百万円
配当率又は利率	—	日本円TIBOR (12ヶ月物) +1.10%	—	—
償還期限の有無	—	有	—	—
その日付	—	平成36年12月28日	—	—

(注) 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク等の各種リスク量と自己資本の相対比較、与信集中リスクや銀行勘定の金利リスクが自己資本に与える影響度の分析、また、上記以外のリスク、例えば風評リスクの顕在化等によって必要となる対応策の分析・検討等により自己資本の充実度を評価・確認しております。

また、自己資本比率を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めています。なお、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

自己資本の構成および自己資本比率につきまして、単体は5ページを、連結は47ページをご覧ください。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含みます)の価値が減少しないと消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、与信ポートフォリオ管理を行うことにより、信用リスクの分散にも留意しております。

審査部門(融資統括部)は債務者の財務状況、資金用途、返済財源や返済計画等の的確な把握に努め、審査および管理を行っております。与信実行後は隨時に自己査定を行い、債務者の信用状況把握に努めております。自己査定とは、債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。その結果については与信管理部が経営陣に報告しております。

当行では、信用格付制度を導入しております。信用格付制度は、個別債務者に信用度に応じた格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に、本格付を利用しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門(与信管理部)が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、適切なポートフォリオ管理に努めています。リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しております。

また、信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しております。

◇自己査定、償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準を定め、貸出金等保有する全ての資産について、回収の可能性などに応じて自己査定を行っております。貸出金等の与信関連資産の自己査定は、「信用リスク評価／格付・自己査定システム」を利用することにより、信用変化の都度査定する随时査定方式を採用しており、第一次査定を営業店が、第二次査定を融資統括部が行っております。その他資産については各々の所管部が査定を実施しており、与信管理部がこれら全ての自己査定を統括するとともに、内部監査部門である監査部が自己査定体制の監査を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。「破綻懸念先」に該当する債権については、過去の貸倒実績から今後一定期間の予想損失額を見積もり、個別貸倒引当金に計上しております。なお、「要管理先」「破綻懸念先」に該当する債権のなかで、キャッシュフローを合理的に見積もることができる大口債務者についてはDCF法を適用し貸倒引当金を計上しております。「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額ならびに清算配当等が見込まれる額を除いた額について貸倒償却するか、または個別貸倒引当金として計上しております。

◇標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスクウェイトを算出する際に使用する格付機関は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）の4社を採用しており、国内法人等向けエクスボージャーには、R&I、JCRを適用し、海外法人等向けエクスボージャーには、Moody's、S&Pを適用しております。

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済能力等について十分な審査を行った上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をお願いすることがあります。担保の種類としては、預金、有価証券、不動産等があり、保証には、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証等があります。また、与信行為を行う際に遵守すべき基本的な手続と管理、その他標準的な担保・保証の種

類、担保の評価方法、掛目および不動産等の定期的な評価の洗い替え等に関する規定を定めております。

預金との相殺を行う与信取引としては、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、デリバティブ取引等があり、銀行取引約定書や行内規定等に基づいて手続を行っております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保や適格保証、また、貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。

◇派生商品取引の取引相手のリスクに関する方針および手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、債券先物取引、株価指数先物取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った限度額を設定し、管理しております。

◇証券化エクスボージャーに関するリスク管理の方針及びリスク特性の概要等

当行では、証券化商品への投資は市場金融部で実施しております。そのためのリスクを認識し、評価・計測等のモニタリングを行い、担当取締役等経営陣への報告を行う態勢しております。

また、当行以外がオリジネーターとなっている証券化商品を投資家として保有することがあり、その場合「金融商品会計に関する実務指針」等に従い、適正に会計処理を行うこととしております。

証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額は標準的手法により算出しており、リスク・ウェイト判定には、R&I、JCR、Moody's、S&Pの4つの適格格付機関を利用しております。なお、証券化エクスボージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

◇出資等または株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、リスク管理部門において定期的にリスクを評価し、その状況について経営陣への報告を行っております。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては時価評価およびバリュー・アット・リスク（VaR）によりリスク量を計測し、あらかじめ定めたポジション枠の遵守状況をモニタリングしております。

◇銀行勘定における金利リスクに関する事項

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定および金利変動に感應するオフバランス勘定を含む）における金利リスクについて、下記手法により計量化し、月次で管理しております。

保有期間1年、観測期間5年で計測した金利変動の1%

タイル値と99%タイル値^(注1)による金利ショックを与え、コア預金^(注2)については、普通預金など満期のない流動性預金の過去の種類別・残高階層別推移を基に内部モデルにより算定した上で、GPS（グリッド・ポイント・センシティビティ）方式^(注3)で金利リスク量を算出しております。

(注1) 1%タイル値、99%タイル値・・・1年前との金利変化幅を5年間にわたり観測し、観測されたデータを昇順に並べて上から1%目と下から1%目の値

(注2) コア預金・・・明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって即時に払い出される預金のうち、引き出されることなく滞留している預金

(注3) GPS方式・・・資産・負債のキャッシュフロー（元本および

利息）をグリッド（年限）毎に集約した上で、そのグリッド毎の現在価値の変化額を計測する方法

また、上記の方法以外にも貸出金、預金、有価証券などの計量化可能なリスクについて、100ベース・ポイント・バリュー（100BPV）^(注4)、ギャップ分析^(注5)、バリュー・アット・リスク（VaR）^(注6)などの計測手法を用いて計量化しております。^(注7)

(注4) 100BPV・・・金利が1%変化した場合の現在価値の変化額

(注5) ギャップ分析・・・資産・負債の残高を将来の金利改定期毎に集計して、そのギャップを分析する方法

(注6) VaR・・・一定の確率の下での予想最大損失額

(注7) 金利リスク量の算定にあたり、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮しておりません。

□ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。また、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被る

リスクをいいます。

当行の流動性リスクの主管部である市場金融部は、資金繰り部門（市場運用室）と事務処理およびリスク管理の担当部門（市場事務室）を分離することにより、牽制機能が働く体制としております。市場金融部は、リスクの分析結果を定期的に取締役およびリスク管理委員会に報告しております。

□ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、リスク管理にかかる基本方針として、「リスク管理方針」を制定し、そのなかでオペレーション・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等に分けて管理し、それぞれのリスクを統括する事務システム部、コンプライアンス統括部、経営統括部等がリスクの洗い出し、損失の程度の判断、モニタリング、管理を行うとともに、業務運営部署を指導監督しております。

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当行では、取扱商品の多様化や事務処理量の増大に対応して、リスクの把握、管理に努めるとともに、各種事務取扱要領等の整備のほか、営業店への臨店指導や行内事務研修を適宜実施しております。これらを通じて、事務処理水準の向上や不適切な事務処理の防止に努めております。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤操作等に加え、システムの不備等や、コンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。

銀行業務の多様化や、ネットワーク取引の増加等により、システム障害が社会生活に与える影響はますます大きくなっています。

当行では、情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）のもと、安全対策基準（セキュリティスタンダード）を定め、これらに則ってシステムリスクに対応する体制としており、システムの安全かつ安定した稼動に万全を期しております。

法務リスクとは、法令等のルールに違反することや契約締結の不備といった法律上の問題を原因として、損失あるいは取引上のトラブルなどが発生するリスクをいいます。

銀行の業務の多様化やそれに伴う新たな金融ルールの制定など銀行を巡る環境が大きく変化するなか、様々な法務リスクが銀行の経営には潜んでおります。

当行では、これらのリスクを極小化するため、主に予防法務に重点を置き、管理方針を定めたうえで、コンプライアンス統括部が弁護士などの専門家や部署間と連携を行いながら法的チェックを実施するとともに、研修などを通じて法務リスク管理に対する意識の向上に努めております。

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、当行の信用が低下し、損失を被るリスクのことをいいます。

当行では、伝達媒体を通じて風評情報について定期的にモニタリングを実施しており、また、風評リスクへの対応方法を定めることにより、リスク発生の予防等に努めております。

リスク管理委員会は、各部からの報告を踏まえてオペレーション・リスクについて審議・検証を行っております。

なお、当行では、自己資本比率算出上のオペレーション・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。

注：「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーション・リスク相当額を算出するための一手法であり、一年間の業務粗利益の15%の直近3年間の平均値をもとに算出するものです。

自己資本の充実の状況に関する「定量的な開示事項」につきましては、P.84～P.89をご覧ください。